

答弁書第一〇号

内閣参質一九二第一〇号

平成二十八年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院議員野田国義君提出多面的機能支払交付金の支払に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員野田国義君提出多面的機能支払交付金の支払に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの日当については、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号。以下「法」という。）第九条第一項の規定による市町村の補助を受けた御指摘の「対象組織」（以下「対象組織」という。）が法第三条第三項第一号に掲げる事業の参加者に日当を支払うこととしている場合には、当該参加者に対し、役務提供の対価として支払われるべきものと考えている。

二について

農林水産省としては、都道府県からの聞き取り等により、日当が適切に支払われていない疑いがある事例があることは承知しており、事実関係を確認の上、必要に応じ、都道府県を通じて、補助を行った市町村に対し、適切な措置をとるよう求めていく考えである。

三について

御指摘の「徴収」を行い得る根拠やその態様等の詳細が明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、一についてでお答えしたとおり、日当については、対象組織が法第三条第三項第一

号に掲げる事業の参加者に日当を支払うこととしている場合には、当該参加者に対し、役務提供の対価として支払われるべきものと考えている。